

幕末期尾張藩の年中行事と忌日

山本英二

はじめに

- 一 「年中頭書」について
 - 二 「年中頭書」の作成時期と時代背景
 - 三 「年中頭書」の構成と内容
 - 四 將軍・藩主の忌日移動と年中行事
 - 五 尾張徳川家の御精進日と御敬日
 - 六 天皇・女御の忌日
- おわりに

はじめに

日本史学における儀式・儀礼に関する研究は、戦前から有職故実学の着実な研究蓄積が存在する。⁽¹⁾ 有職故実学としての儀式・儀礼研究は、いわゆる制度史であり、儀式・儀礼に関する事実関係の究明に問題関心がある。その一方で一九八〇年代後半以降の日本史学、とりわけ近世史研究におい

幕末期尾張藩の年中行事と忌日

ては、儀式・儀礼を分析対象とすることで、新たな史実を発掘し、より豊かな近世史像を構築しようとする作業が進められている。

近世史における儀式・儀礼研究のうち、年中行事については、深井雅海による江戸城の殿中儀礼や年中行事に関する一連の研究があり、近世史研究に大きく寄与していることはいうまでもない。⁽²⁾ また献上役に注目して村落から国家までを視野に入れつつ、儀式・儀礼による統合機能を分析した大友一雄の研究も重要である。⁽³⁾ さらに忌日および年忌法要については、中川学による鳴物停止令に関する研究が挙げられる。⁽⁴⁾ これらの研究により、同じことが繰り返されるだけで、一見すると無味乾燥に思える儀式や儀礼も、実際には社会統合や秩序形成のうえで重要な象徴行為であることが明らかになったのである。

しかし個々の儀式・儀礼研究によって多くの新事実が明らかとなったが、これらの研究を総合することにより、研究がどのような局面を迎え、そして新たな近世史像が提示できたのかという点、それは必ずしも自明とはいえない。かえって研究の個別分散化と問題関心の拡散が進んだかに見

える。

そうしたなか藤井讓治は、朝日文左衛門「鸚鵡籠中記」を素材に、元禄期の尾張藩の年中行事と忌日に注目して、非日常からみた日常の武家社会について分析している。⁽⁵⁾ 藤井は、年中行事と忌日は無関係ではなく、尾張藩主の死は端午の節句と七夕の祝儀を消滅させ、藩主の忌日が年中行事に重大な影響を及ぼしたと指摘している。藤井の研究手法は、儀式・儀礼の複眼的視野からの構造研究として重要である。しかし元禄期に限定した研究であり、近世全体を俯瞰し、それぞれの時代による変容を知ることにはできない。

そこで本稿では、幕末期の尾張藩において作成した「年中頭書」を素材に、幕末期尾張徳川家の年中行事と忌日の特徴を把握し、さらに一七世紀末〜一八世紀と比較することで、その変容過程を明らかにしてみたい。

一 「年中頭書」について

「年中頭書」とは、幕末の尾張藩が、一年間の年中行事と忌日について、朔日から晦日まで日別にまとめた早見表⁽⁶⁾マニュアルである。現在、蓬左文庫と徳川林政史研究所にそれぞれ所蔵されている。このうち蓬左文庫本は全一冊、林政史本は全二〇冊からなる。林政史本の寸法はタテ一四・八cm×ヨコ二〇・八cmで、小型の横半冊である。蓬左文庫本と林政史本の違いは、前者が朔日から晦日までの年中行事と忌日の次第を一冊にまとめているのに対して、後者は第一冊が一年間の年中行事をまとめた「年中頭書」、第二冊が毎日の忌日をまとめた「御敬日」、第三冊から第二〇冊が月別の「頭書」である。五月分を欠くにもかかわらず、月別「頭書」が一八

冊と多いのは、二月・三月・四月・閏八月・一〇月分がそれぞれ二冊あるからである。林政史本には、貼紙や掛紙による修正と追記が見られ、変更があるたびに書き直されたり、作り直されたりした結果、冊数が増えたと考えられる。蓬左文庫本は、林政史本の第一冊と記述内容が対応している。なお「年中頭書」の年中行事とは、將軍と大名間の殿中儀礼、および藩主と家臣などとの間でおこなわれる公式行事のことを指す。

蓬左文庫本「年中頭書」冒頭の記述は、次のようなものである。

(表紙)
「年中頭書」

(一丁裏)

〔朱書、以下同じ〕
「御精進」

「▲」御敬日

朔日

正月年頭御礼、八月八朔之

御礼、平月八月並之御礼

被為 請、

但、三月者御礼無之、

一、御延気等被

仰出候而茂宜日並、

朔日は、正月には年頭御礼があり、八月には八朔がある。それ以外の平月には月並御礼を請ける。ただし三月には月並御礼はおこなわれない。また朔日は、「御延気等」を仰せ出されてもよろしき日並である。「御延気」とは、気延ばし、気晴らしのことで、御精進日や御敬日とは異なり、行動や食事などの制限のない日のことで、御礼などの行事がなければ外出も可

能であった。朔日には御精進も御敬日もなかったため記載はない。そこで五日の泰心院(三代綱誠)で確認すると、御精進は「『●』六月八御祥忌日ニ付御朝夕御精進八時迄」、御敬日は「『▲』一、六月者暮六時迄」御慎被遊」というように記載される。

御精進日は朱書の●印が各記事の冒頭に付けてあり、魚鳥を慎み、潔斎する日のことである。御敬日は朱書の▲印が各事項の冒頭に付けてあり、謡や鳴物などの歌舞音曲を控える日のことである。参考までに將軍家の場合、忌日には次のような規制がかかっている。⁽⁷⁾

將軍家忌日の時は、婦人を退け謡曲其他の遊芸を廃して精進あらせらる、その時間は一定せず、或は半日の事あり、終日の時あり、御台所の多少の縁辺と雖、猶朝の間は精進なりき、紅葉山参詣の時などは、特に前夜より精進あらせ給ふ。

忌日には、將軍は婦人を近づけず、謡曲その他の遊芸も慎まなくてはならなかった。その規制時間は一定せず、半日のこともあれば終日の時もあつた。正室の多少の縁続きであつても朝だけは精進が必要で、紅葉山参詣ともなれば前夜から精進する必要があつた。

おそらく尾張徳川家の場合も、寺社参詣の場所が異なる以外、將軍家とほぼ同じような行動規制がかかっていたと推測される。

尾張藩では、「年中頭書」をまとめるにあたり、「御家年中頭書」という作業用の稿本を作成している。⁽⁸⁾蓬左文庫本「御家年中頭書」は、次のようなものである。

(表紙)
「前中納言様

御家年中頭書

巻

幕末期尾張藩の年中行事と忌日

正月中

(内表紙)
「前中納言様

「 正月中頭書」

「、」 正月朔日

「、」 為年頭御祝義、

中納言様・元千代様合

御使被進、

御目見 御答被 仰合、

「、」 一、御延気等被 仰出候而も宜日並、

「御家年中頭書」は、一日毎に年中行事と忌日を書き上げている。月日と各記事の冒頭には朱点があり、また朱点の上には不審紙が貼られていて、「年中頭書」作成の工程の痕跡を残している。記事にある中納言様は、一五代藩主徳川茂徳(玄同・茂栄)、元千代様は一六代藩主徳川徳成(義宜)のことであろう。別な記事では、中納言を大納言に書き直している箇所も確認できる。元千代が茂徳の養子に迎えられるのは万延元年(一八六〇)一月二五日、茂徳が従三位権中納言から従二位権大納言に陞叙するのが文久元年(一八六一)二月朔日である。⁽⁹⁾この時期にまず「御家年中頭書」は作成されたと考えられる。なお「年中頭書」同様、「御家年中頭書」も蓬左文庫本と林政史本がある。蓬左文庫本は、閏八月を含む全一三冊からなり、林政史本は、閏五月と閏八月を含む全一四冊からなる。当該時期の閏八月は文久二年、閏五月は慶応元年(一八六五)にそれぞれ相当する。これらの記載内容が、「御家年中頭書」および「年中頭書」が作成された時期と理由を推定する重要な手がかりとなる。

二 「年中頭書」の作成時期と時代背景

では「年中頭書」は、いつ、何のために作成されたのだろうか。林政史本の表紙を確認すると、青海波などの型押がある紺表紙が用いられている。この型押は複数あることから何度も作り直されたことがわかる。そして作成過程を知るうえで重要なのは年中行事と忌日である。最も早く

成立したのは、御敬日の記された林政史本第二冊である。第二冊は、源懿様（二代藩主斉荘）と惇宗院様（田安斉匡）が最も重い慎みであることから、一三代藩主慶藏の就任期間の弘化二年（一八四五）八月二六日～嘉永二年（一八四九）五月七日に限定できる。

また林政史本第一八冊には、一〇月朔日条に「御代替之御礼」の記載がある。これは安政五年（一八五八）におこなわれた一四代徳川家茂の代替の御礼であることから、この時期にも作り直されたことがわかる。

さらに林政史本第一冊には、二月六日条に仁孝天皇の忌日、五月二日条に一五代藩主徳川家茂の「誕生日御祝」、八月二〇日条に「御新君」¹¹一四代將軍徳川家茂の忌日、一〇月一三日条に新朔平門院（仁孝天皇女御・鷹司禊子の忌日）がそれぞれ記載されている。なお「御新君」の部分は別筆であり、後からの追記である。

一方の蓬左文庫本では、一二月二九日条に孝明天皇の忌日が記載されている。將軍家茂は慶応二年（一八六六）七月二〇日に薨御しているが、その死が公表されたのは一ヵ月後の八月二〇日であり、また家茂の院号「昭徳院」と和宮の「静寛院」号が通達されるのが一〇月一九日である¹⁰。さらにその年の一二月二五日（年中頭書）では一二月二九日を忌日に設定）には孝

明天皇が崩御している。誕生日が記載されている徳川茂徳は、文久三年（一八六三）九月二三日に、幕命により隠居して、玄同と改名したが、慶応二年一二月二七日に、徳川慶喜の一五代將軍就任により明屋形となった一橋家を相続して、茂栄と名乗っている。

以上のことをふまえると、「年中頭書」は、まず弘化二年～嘉永二年に作成されたのち、安政五年頃に部分修正が施される。ところが仁孝天皇と新朔平門院の忌日の追加など、大幅な修正が必要となったため、万延元年（文久二年）の忌日を反映した作業工程本「御家年中頭書」（蓬左文庫本）を参照しながら、林政史本「年中頭書」第一冊が作り直される。その後、徳川家茂薨御が発喪された慶応二年八月二〇日から院号が定まった一〇月一九日の間に追記がなされる。ところが同年一二月二五日の孝明天皇の崩御と同年一二月二七日の徳川玄同（茂徳）の一橋家相続により、さらに変更を余儀なくされ、文久二年と慶応元年の忌日を反映した「御家年中頭書」（林政史本）を参照しながら、蓬左文庫本「年中頭書」が改めて作成された。おそらくそれは孝明天皇の忌日変更が通達された慶応三年四月一日以降である¹¹。ちなみに王政復古クーデター後の慶応四年八月一日、従来の精進日は、維新政府によって廃止されている¹²。これにより「年中頭書」は用済みとなったと考えられる。

そして「年中頭書」作成の最大の動機は、まさに天皇・女御の忌日記載にある。仁孝天皇と新朔平門院、そして孝明天皇の忌日を、尾張徳川家の年中行事と忌日に組み込み、「年中頭書」をマニュアルとして活用することが作成の目的である。ではなぜ尾張徳川家は、天皇家の忌日を組み込まなければならなかったのか。これを解く鍵は、作業工程本として作成された「御家年中頭書」、それも蓬左文庫本に隠されている。蓬左文庫本は、

閏八月分があり、文久二年の年中行事と忌日が反映されている。

文久二年といえ、四月二五日に前藩主慶勝が幕府から正式に赦免されている。慶勝は、安政五年六月二四日、大老井伊直弼が日米修好通商条約を無勅許調印したことに抗議するため不時登城し、それが原因で同年七月五日に隠居謹慎処分を受けていた。しかし万延元年（二八六〇）三月三日、桜田門外で井伊直弼が殺害されると、分裂状態にあった朝幕関係を修復するため、公武合体・公武一和政策が本格化する。文久元年一〇月には、將軍家茂に降嫁するため、孝明天皇の妹皇女和宮の下向が実現する。箱石大によると、文久二年後半から翌三年前半にかけて、文久幕政改革が本格化するとともに朝廷尊奉主義が成立するという¹³。これは大政委任論的な朝幕関係を制度化し、名分論的な諸制度・儀礼を整備し、天皇・朝廷を尊崇し、公武合体の名の下に天皇・朝廷との排他的結合関係を深め、幕府権力を再編・強化する考え方のことであるという。

この朝廷尊奉主義は、元治元年（一八六四）四月二九日に制定された朝廷尊奉条目一八ヶ条によって法制化される。この条目は、大政委任を制度化するための朝廷と幕府間の様々な条文を含んでいる。この条目の第四条には、次のような条項が盛り込まれている¹⁴。

一、仁孝天皇御忌日六日、

新朔平門院御忌日十三日、

右例月其心得可有之、海内布告之事、

「幕府精進日之通可心得事」

仁孝天皇の忌日は六日、新朔平門院の忌日は一三日とし、「例月」毎月心得るよう、海内に布告することが定められた。「」書きは、朝廷側の意見部分で、幕府精進日に準拠するように指示が加えられた。

幕末期尾張藩の年中行事と忌日

ところがこの指示は、月命日に関する規定だけで、祥月命日については言及することのない不十分なものであった。ちなみに仁孝天皇は弘化三年二月六日、新朔平門院は弘化四年一〇月一三日が発喪日である。尾張藩では、天皇・女御の御忌日の布告を受けて、その対策に迫られた。単に日程に加えるだけでは済まず、幕府精進日に準拠する必要があった。しかしどのように準拠するかは明示されておらず、尾張藩ではマニュアルの「年中頭書」を作成し、年中行事と忌日の整備をおこなったのである。

三 「年中頭書」の構成と内容

それでは「年中頭書」の構成と内容についてみていきたい。まず最初に林政史本第一冊を中心に考察する。林政史本は、文久二年（一八六二）を基礎に將軍家茂の薨御を反映して作られていることから、慶応二年（二八六六）後半の年中行事と忌日を示している。また五月二日の誕生日御祝があることから、年中行事は一五代藩主茂徳を基準としていることがわかる。茂徳は、天保五年（一八三四）五月二日、尾張徳川家の分家である高須松平義建の五男として誕生、幼名を鎮三郎という。嘉永三年（一八五〇）、父義建の隠居により一一代高須藩主となり、松平撰津守義比と称した。安政五年（二八五八）七月六日、兄の尾張藩主徳川慶勝の隠居により一五代尾張藩主となり、同年一〇月、名を茂徳と改めた。やがて文久三年（二八六三）九月二三日、幕命により隠居して女同と称した。さらに慶応二年一二月二七日、一橋徳川家を相続し、茂栄と名乗った。

表1は、林政史本から年中行事と忌日の年間スケジュールを復元したものである。林政史本第一冊は、慶応二年後半のものであるが、内容的には

文久二年当時の状況を色濃く残している。林政史本は忌日を中心にした構成になっており、年中行事の記載は正月二日「御掃初御式」、正月一日「御具足御祝」、五月二日「御誕生日御悦(祝)」、一二月一三日「御煤納御

式」四つだけである。そこで林政史本第三冊と第二〇冊から各月の年中行事を補った。さらに尾張藩の行事と区別するため、江戸城の主な殿中行事についてはへく書きで表記した。

7月	8月	9月	10月	11月	12月
〈月次御礼〉	〈八朔御祝儀〉	〈月次御礼〉	〈月次御礼〉	〈月次御礼〉	〈月次御礼〉
	四谷義行●▲				
●	●	●	●	●	●
尾張齊荘●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
●▲ 〈七夕御祝儀〉	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
尾張治興●▲	徳川家定●▲	徳川家治●▲	尾張宗春●▲	●	●
		尾張国丸・〈重陽御祝儀〉			
●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
●▲	●▲	●▲	新朔平門院●▲	●▲	●▲ 〈御殿中御煤払〉・御煤納御式
●	●	●	徳川家宣●▲	●	●
四谷義建室●▲	〈月次御礼〉	〈月次御礼〉	〈月次御礼〉	〈月次御礼〉	〈月次御礼〉
●	●	●	尾張光友●▲	●	●
●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
●	●	●	尾張五郎太●▲	●	●
御小書院御講釈	●▲御小書院御講釈	御小書院御講釈	御小書院御講釈	御小書院御講釈	御小書院御講釈
●▲	御新君(徳川家茂)・四谷義建▲	尾張勇丸●▲	●▲	●▲	尾張宗睦●▲
			〈重陽之御内書頂戴〉		
徳川家慶●▲	●	●	●	●	●
					尾張龍治代●▲
	顕徳院(二本松・丹羽長祥)				
尾張吉通●▲	●	●	●	●	●
●	●	●	●	尾張継友●▲	●
〈月次御礼〉					〈月次御礼〉〈歳暮御祝儀〉
		尾張齊温室			
●	尾張治行・治行息●▲	●	●	●	●

表1 慶応2年尾張徳川家年中行事・忌日一覧

	御延気	正月	2月	3月	4月	5月	6月
1	○	〈年頭御祝儀〉・御読書初・御吉書初・年寄初御目見	〈日光御鏡(餅)頂戴〉		〈月次御礼〉	〈月次御礼〉	〈月次御礼〉
2	○	御掃初	御札御覧・久能巻数御覧			誕生日御祝	
3	○	〈御謡初〉		〈上巳御祝儀〉			
4	○	御出入町人等年頭御礼・御謡初					
5		●節分御祝	●▲	●	●	●〈端午御祝儀〉	尾張綱誠●▲
6		●▲〈寺社御礼〉	仁孝天皇●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
7		●▲〈若菜(七種)御祝儀〉・御用達町人御礼	●▲	●▲	尾張慶臈●▲	尾張義直●▲	●▲
8		●	●	●	●	徳川家綱●▲	●
9	○	御小書院御開講					
10		徳川綱吉●▲					
11	○	●▲〈日光名代仰付〉・〈具足祝〉・御具足御祝・御弓場初・御馬召初					
12		尾張茂徳母●▲	●▲	徳川敬之助●▲	●▲	●▲	徳川家重●▲
13		●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
14		●	●	●	●	●	尾張治休●▲
15	○	〈月次御礼〉 呉服飾年頭御礼	〈月次御礼〉	〈月次御礼〉	〈月次御礼〉	〈月次御礼〉	
16		●	●	●	●▲	●	●〈嘉定御祝〉
17		●▲〈紅葉山予参〉	●▲	●▲	徳川家康●▲ 〈紅葉山予参〉	●▲	●▲
18		●	●	●	●	●	●
19	○		御小書院御講釈	御小書院御講釈	御小書院御講釈		御小書院御講釈
20		●▲	●▲	尾張齊温●▲	徳川家光●▲	●▲	徳川吉宗●▲
21	○		〈歳暮之御内書頂戴〉				
22		●	●	●	●	●	尾張宗勝●▲
23	○	〈日光名代帰御目見〉					
24		徳川秀忠●▲	徳川家基●▲				
25	○						〈端午之御内書頂戴〉
26		●	●	●	●	●	●
27		●	●	●	●	●	●
28	○	〈月次御礼〉	〈月次御礼〉		〈月次御礼〉		
29	○						
晦日		徳川家斉●▲	●	尾張齊朝●▲	徳川家継●▲	●	●
不定					御参府二付紀州様江被為入候事		

※●：御精進 ▲：御敬日 ○：御延気仰せ出されてもよろしき日
 出典：徳川林政史研究所「年中頭書」(旧蓬左No.139—132)

7月	8月	9月	10月	11月	12月
月次御礼	八朔	月次御礼	月次御礼	月次御礼	月次御礼
評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日
評定所出座御目見	四谷義行●	評定所出座御目見	評定所出座御目見	評定所出座御目見	評定所出座御目見
明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日
●▲	●	●	●	●	●
尾張齊莊●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日
●▲七夕	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
尾張治興●▲	徳川家定●▲	徳川家治●▲	尾張宗春●▲	●	●
		尾張国丸・重陽			
明倫堂和学講日	明倫堂和学講日	明倫堂和学講日	明倫堂和学講日	明倫堂和学講日	明倫堂和学講日
評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日
御夜衣之間講釈・評定所出座御目見	御夜衣之間講釈・評定所出座御目見	御夜衣之間講釈・評定所出座御目見	御夜衣之間講釈・評定所出座御目見	御夜衣之間講釈・評定所出座御目見	御夜衣之間講釈・評定所出座御目見
					御煤納式
●	●明倫堂講日	●明倫堂講日	徳川家宣●▲明倫堂講日	●明倫堂講日	●明倫堂講日
四谷義建室●▲	月次御礼	月次御礼	月次御礼	月次御礼	月次御礼
●▲	●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	尾張光友●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日
●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
●	●	●	尾張五郎太●▲	●	●
	●▲				
●▲明倫堂和学講日	徳川家茂・四谷義建●▲明倫堂和学講日	尾張勇丸●▲明倫堂和学講日	●▲明倫堂和学講日	●▲明倫堂和学講日	尾張宗睦●▲
評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日	
徳川家慶●▲評定所出座御目見・年寄城代格御目見	●評定所出座御目見・年寄城代格御目見	●評定所出座御目見・年寄城代格御目見	●評定所出座御目見・年寄城代格御目見	●評定所出座御目見・年寄城代格御目見	●
明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日	尾張龍治代●▲
	顕徳院(二本松・丹羽長祥)				
尾張吉通●▲明倫堂講日	●明倫堂講日	●明倫堂講日	●明倫堂講日	●明倫堂講日	●
●	●	●	●	尾張継友●▲	●
月次御礼					●▲歳暮御礼
●▲	●▲	●▲尾張齊温室	●▲	●▲	孝明天皇●▲
●明倫堂和学講日	尾張治行・治行息●▲明倫堂和学講日	●明倫堂和学講日	●明倫堂和学講日	●明倫堂和学講日	●

表2 慶応3年尾張徳川家年中行事・忌日一覧

	御延気	正月	2月	3月	4月	5月	6月
1	○	年頭祝儀・年頭御礼	日光門主対顔(鏡餅頂戴)		月次御礼	月次御礼	月次御礼
2	○	御掃初・年頭御礼	評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日
3	○	年頭御礼	評定所出座御目見	上巳	評定所出座御目見	評定所出座御目見	評定所出座御目見
4	○	御馬召初・年寄隠居御目見	明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日
5	●		●	●	●	●端午	尾張綱誠●▲
6	●▲		●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日
7	●▲若菜御礼・御夜衣之間御開講	●▲	●▲	●▲	尾張慶城●▲建中寺参詣	尾張義直●▲建中寺参詣	●▲
8	●	●	●	●	●	徳川家綱●▲	●
9	○						
10		徳川綱吉●▲・三之丸惣御霊前参詣	明倫堂和学講日	明倫堂和学講日	明倫堂和学講日	明倫堂和学講日	明倫堂和学講日
11	○	御具足祝・勝手用達御礼	評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日
12			御夜衣之間講釈・評定所出座御目見	徳川敬之助●▲	御夜衣之間講釈・評定所出座御目見	御夜衣之間講釈・評定所出座御目見	徳川家重●▲
13	○						
14		●明倫堂講日	●明倫堂講日	●明倫堂講日	●明倫堂講日	●明倫堂講日	尾張治休●▲明倫堂講日
15	○	月次御礼	月次御礼	月次御礼	月次御礼	月次御礼	
16		●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	●▲明倫堂講日	●▲
17		●▲	●▲	●▲	徳川家康●▲三之丸御宮参詣・名古屋東照宮祭礼	●▲	●▲
18		●	●	●	●	●	●
19	○						
20		●▲明倫堂和学講日	●▲明倫堂和学講日	尾張斉温●▲明倫堂和学講日	徳川家光●▲明倫堂和学講日	●▲明倫堂和学講日	徳川吉宗●▲明倫堂和学講日
21	○	評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日	評定所式日
22		●評定所出座御目見・年寄城代格御目見	●評定所出座御目見	●評定所出座御目見	●評定所出座御目見	●評定所出座御目見	尾張宗勝●▲評定所出座御目見・年寄城代格御目見
23	○						
24		徳川秀忠●▲明倫堂講日	徳川家基●▲明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日	明倫堂講日
25	○						
26		●明倫堂講日	●明倫堂講日	●明倫堂講日	●明倫堂講日	●明倫堂講日	●明倫堂講日
27		●	●	●	●	●	●
28	○	月次御礼	月次御礼		月次御礼		
29		●▲	●▲	●▲	●▲	●▲	●▲
晦日		徳川家斉●▲明倫堂和学講日	●明倫堂和学講日	尾張斉朝●▲明倫堂和学講日	徳川家継●▲明倫堂和学講日	●明倫堂和学講日	●明倫堂和学講日
日並不定		三之丸御宮参詣					

熱田御社参(年中一度)

※●：御精進 ▲：御敬日 ○：御延気仰せ出されてもよろしき日

出典：名古屋市蓬左文庫「年中頭書」(No.146—164)

天皇・女御、將軍・尾張藩主などの実名を記載した部分は、それぞれ祥月命日を示している。●印＝御精進日、▲印＝御敬日のある日は、何らかの忌日に関わる規制がおこなわれることを示す。また御延気を仰せ出されてもよろしき日は、第一列に○印で示した。一見してわかるように、幕末期における尾張藩では、忌日により何らかの規制がかけられる日で埋められている。もちろん御延気できる日は一カ月のうち一三日あるが、これも年中行事や忌日と重なれば御延気は事実上不可能である。藩主の立場からみると、朔日から晦日の間で、年間を通して行事と御精進日・御敬日がない日はない。各種行事が集中する一月を除くと、四日・一日・二三日の三日間は御延気が可能である。また忌日が一つなのは、二九日だけである。

この過密なスケジュールは、徳川將軍一四人と一一代將軍家治の世子家基、尾張藩主一三人、それに藩主茂徳の係累の忌日によってもたらされた結果である。尾張藩主は毎日のように何らかの忌日により行動が規制されていた。しかもここに新たに仁孝天皇と新朔平門院の忌日が加えられたのであるから、事態はより深刻なものとなった。とくに新朔平門院の忌日が一三日のため、貴重な御延気できる日が減ってしまったのである。

次に蓬左文庫本を確認しておく。蓬左文庫本は、慶応二年二月二五日に崩御した孝明天皇の忌日が記され、また慶応三年四月一日、孝明天皇の忌日を二月二九日に変更したことを反映しているから、慶応三年四月以降の尾張徳川家の年中行事と忌日を示している。さらに旧幕時代の御精進日が慶応四年八月一日に廃止されているから、それまでの一年半弱使用されたと考えられる。表2は、蓬左文庫本から年中行事と忌日の年間スケジュールを復元したものである。年中行事が国元名古屋のものであるこ

とから、「御家年中行事」に元千代として登場する一六代藩主徳成(義直)と藩政に復帰した一四代藩主慶勝を基準としている。

徳成は、安政五年五月二四日、徳川慶勝の三男として生まれている。幼名は元千代である。万延元年(一八六〇)一〇月二五日、一五代藩主茂徳の養子に迎えられ、世子となった。文久三年九月一三日、茂徳の隠居により、わずか六歳で一六代藩主に就任した。蓬左文庫本「年中頭書」が反映されている慶応三年当時でも一〇歳に過ぎない幼主である。年中行事が名古屋なのは、文久幕政改革により、文久二年に参勤交代が緩和されるとともに、大名妻子の在府・在国が自由となり、元千代も文久三年三月に帰国したからである。

蓬左文庫本から復元した年中行事は、名古屋城において慶勝・元千代を中心におこなわれたものである。しかし当時、慶勝は京都で活動することが多く、元千代が基準だろう。行事は、年頭御礼・祝儀(正月朔日・三日)と御掃始(正月二日)、若菜御礼(正月七日)、上巳(三月三日)・端午(五月五日)・七夕(七月七日)・重陽(九月九日)の節句、八朔(八月朔日)、歳暮祝儀(二月二八日)、そして月次御礼(毎月朔日・一五日・二八日)などは、幕府の年中行事と同じである。

藩独自の年中行事としては、毎月二日・一日・二二日の評定所式日、毎月三日・一二日・二二日の評定所出座御目見、一二日の年寄城代各御目見である。

寺社参詣・祭礼は、三之丸惣御霊前参詣(正月一〇日)、三之丸御宮参詣(正月日並不定・四月一七日)、建中寺参詣(四月七日・五月七日)、名古屋東照宮祭礼(四月一七日)、熱田御社参(年中一度)がある。建中寺は歴代尾張藩主の菩提寺であり、名古屋城三之丸東照宮(名古屋東照宮)は日光東照宮およ

び江戸城紅葉山東照宮にならったものである。そして熱田神宮への社参が加わる。

しかし蓬左文庫本の場合、藩主徳成が幼年ということもあって、藩校明倫堂に関する行事が多いことが特徴である。林政史本では、正月九日の御小書院開講と毎月一九日の御小書院講釈だけだった学問関係の儀式が激増している。

明倫堂では、毎月四の日(四日・一四日・二四日)と六の日(六日・一六日・二六日)は明倫堂講日、毎月一〇の日(一〇日・二〇日・晦日)は明倫堂和学講日、さらに毎月一二日には、名古屋城二の丸表御殿で御夜衣之間講釈がある。単純計算で月一〇日間、三日に一日は学問に取り組む必要がある。しかも学問修業は年中行事と忌日に関わる儀式に参加しながらのものである。ちょうどこの時期、明倫堂は藩校の教授・督学に鷲津毅堂を迎え、藩校を単なる学問の府から藩政に関与できる人材育成の場へと改革が進められており、藩主徳成も例外ではなかったたのであろう。¹⁵⁾

御延気できる日は、林政史本同様、一カ月のうち一三日確保されているが、まったく行事と御精進日・御敬日のない日は、二三日の一日間しかなく、一回だけ行事と忌日が入る日は、九日・二三日・一九日の三日間に減っている。このスケジュールは過密を通り越して過酷でさえある。

代を重ねるにしたがい、忌日の対象となる将軍と藩主は確実に増えている。そこに新たに天皇・女御の忌日が加わる。もはや行事のない閏月でもなければ、藩主は体を休めることはできない。年中行事と忌日を見ると、幕末の幕藩領主のスケジュールは過酷で、新規の天皇忌日の追加は、幕府と藩の儀礼秩序を破綻寸前にまで追い込んでいたのである。しかし慶応三年一〇月一四日には大政奉還の上表提出、同年一二月九日には王政復古

クーデター、明けて慶応四年正月三日には鳥羽・伏見の戦いがあり、戊辰戦争に突入する。この期に及んでまで「年中頭書」を作成し、年中行事と忌日を再構築しようとする心性は、一体どこからくるのだろうか。

四 将軍・藩主の忌日移動と年中行事

増加する一方の忌日は、そのままでは年中行事の遂行と将軍・藩主の日常生活に影響を及ぼしかねない。なかでも将軍の忌日は重要かつ重大である。そこでおこなわれたのが将軍の実際の薨御日と発喪日の調整、つまり命日の変更である。

将軍の薨御日と発喪日が異なるのは、一〇代家治以降のことである。家治は、天明六年(二七八)八月二五日に薨御しているが、発喪日は九月八日である。一一代家斉の薨御日は天保一二年(一八四一)閏正月七日、発喪日は閏正月晦日である。二二代家慶の薨御日は嘉永六年(一八五三)六月二二日、発喪日は七月二二日である。三三代家定の薨御日は安政五年(二八五八)七月六日、発喪日は八月八日である。そして一四代家茂の薨御日は慶応二年(二八六六)七月二〇日、発喪日は八月二〇日である。

従来、将軍の薨御日と発喪日のズレについては、一〇代家治の場合は田沼意次の老中辞任と権力闘争の関係が指摘されている。¹⁶⁾ また一二代家慶はペリーの浦賀来航、一三代家定の場合は日米修好通商条約締結と将軍継嗣問題、一四代家茂は第二次長州戦争というように政治外交上の理由が考えられる。ほかに霊廟造営など葬儀の準備を理由とする研究もある。¹⁷⁾ これらも一因ではあるが、やはり年中行事との関係が大きいのではないだろうか。というのも一一代家斉の場合は、閏正月七日に薨御したため、七日を

忌日になると、正月七日におこなわれる人日の節句（七種（若菜）の祝儀が祥月命日となってしまふ。そこで家斉の忌日を、正月晦日に移動させたのである。

もともと江戸幕府（徳川家では、年中行事よりも忌日を優先していた。たとえば具足祝（具足餅祝）は当初、正月二〇日におこなわれていた。けれども慶安四年（一六五二）四月二〇日に三代家光が薨御すると、翌承応元年（一六五二）から正月一日に変更され、そのまま定着する。また四代家綱の生母宝樹院（お楽の方）は、承応元年一二月二日に逝去する。するとそれまで正月二日におこなわれていた御謡初は、承応三年以降、正月三日に変更されている。

それでは尾張藩主の場合はどうか。藤井讓治の指摘⁽¹⁸⁾によると、初代藩主義直の逝去日は慶安三年五月七日であったため、七月七日の七夕の節句がおこなわれなくなったという。同じく三代綱誠の逝去日は、元禄一二年（一六九九）六月五日である。そのため五月五日の端午の節句がおこなわれなくなった。尾張藩でも一七世紀までは、忌日が年中行事に優先するのである。

表3は、尾張藩主・世子・簾中の忌日の移動一覧表である。これによると、尾張藩では、宝暦一一年（一七六一）六月二四日に逝去した八代宗勝の忌日が、六月二二日に移されると、その後は一三代慶臧に至るすべての藩主の忌日が移動している。慶臧は嘉永二年、初代義直と同じ五月七日に逝去している。尾張藩では、藩祖（初代義直の忌日が特別な日であることから、嘉永二年九月二九日、慶臧の祥月命日を四月七日に変更している。將軍の場合と合わせて考えると、一八世紀後半以降、將軍・藩主といった権力者の忌日は、実際の死亡日ではなくることがわかる。さらに八代宗勝

表3 尾張藩主関係忌日移動一覧

名前	属性	実際の逝去日	御忌日	変更の触れ出し
宗勝	8代藩主	宝暦11年(1761)6月24日	6月22日	安永7年(1778)11月26日
治休	宗睦世子	安永2年(1773)6月18日	6月14日	安永7年(1778)11月26日
治興	宗睦世子	安永5年(1776)7月10日	7月8日	安永7年(1778)11月26日
治行	宗睦世子	寛政5年(1793)9月5日	8月晦日	寛政6年(1794)8月4日
宗睦	9代藩主	寛政11年(1799)12月24日	12月20日	寛政12年(1800)10月14日
淑姫	斉朝簾中	文化14年(1817)5月29日	5月19日	文政2年(1819)5月3日
斉温	11代藩主	天保10年(1839)3月26日	3月20日	天保10年(1839)11月22日
斉荘	12代藩主	弘化2年(1845)7月20日	7月6日	弘化2年(1845)9月28日
慶臧	13代藩主	嘉永2年(1849)5月7日	4月7日	嘉永2年(1849)9月29日
斉朝	10代藩主	嘉永3年(1850)5月13日	3月晦日	嘉永3年(1850)9月16日

出典：『名古屋叢書三編 第1巻 尾張徳川家系譜』

と九代宗睦世子の治休・治興の忌日が、安永七年（一七七八）に一斉に変更されていることから、この時期に画期があったと考えてよい。また將軍の薨御日と発喪日がズレるのも、ほぼ同時期のことであり、年中行事が忌日に優先するようになるのは、宝暦・天明期なのである。

ここで改めて「年中頭書」に注目してみたい。表4は、「年中頭書」に記載されている忌日を、日付毎に一覧表にしたものである。忌日は月命日

表4 日付・家別忌日一覧

日付	天皇家	将軍家	尾張徳川家	四谷(高須松平)家	貞慎院〈猶姫・齊莊簾中・田安齊匡女〉	前簾中〈矩姫・慶勝簾中・丹羽長富女〉
朔日						
2						
3				崇厳院⑧〈義行〉		
4					悠然院⑥〈田安宗武〉	
5			泰心院⑥〈綱誠〉			
6	仁孝②		源懿様⑦〈齊莊〉			
7			源敬様⑤〈義直〉・源欽様④〈慶臧〉		琮樹院⑫〈齊温簾中〉	
8		嚴有院⑤〈家綱〉・凌明院⑨〈家治〉・温恭院⑧〈家定〉	章善院⑩〈宗春〉・源昭様⑦〈治興〉		高尚院⑨〈田安治察〉・慈徳院⑤〈家齊母〉	
9			恵運院⑨〈国丸・宗春息〉			
10		常憲院①〈綱吉〉				
11						
12		悼信院⑥〈家重〉	瑞厳院③〈敬之助・家齊息・宗睦養子〉・陽清院①〈茂徳母〉			
13	新朔平門院⑩〈仁孝女御〉					
14		文昭院⑩〈家宣〉	源孝様⑥〈治休〉		仙桜院⑨〈田安齊匡娘〉	
15						
16			瑞龍院⑩〈光友〉	真証院⑦〈義建室〉		
17		東照宮④〈家康〉				
18			真厳院⑩〈五郎太〉			
19					清湛院⑤〈淑姫・家齊娘・齊朝簾中〉	
20		大猷院④〈家光〉・有徳院⑥〈吉宗〉・昭徳院(御新君)⑧〈家茂〉	源明様⑫〈宗睦〉・源僖様③〈齊温〉・教令院⑨(勇丸・勝長息・宗睦養子)	芳潤院⑧〈義建〉	最樹院②〈一橋治済〉	
21						
22		慎徳院⑦〈家慶〉	源戴様⑥〈宗勝〉			
23						
24		台徳院①〈秀忠〉・孝恭院②〈家基〉	円徳院⑫〈龍治代・宗春息〉		孝順院⑥〈竹千代・家齊息〉	
25					自性清浄院③〈閑院品宮御息所文君〉	顯徳院⑧(二本松・丹羽長祥)
26			円覚院⑦〈吉通〉			
27			晃善院⑪〈継友〉			
28						
29	孝明⑫		俊恭院⑨〈福姫・齊温簾中〉			
晦日		有章院④〈家継〉・文恭院①〈家齊〉	源順様③〈齊朝〉・源白様⑧〈治行〉・源懐様⑧(五郎太・治行息)		惇宗院⑤〈田安齊匡〉・無量院⑨〈田安齊匡簾中〉	

※丸数字は祥月 出典：徳川林政史研究所「年中頭書」(旧蓬左No.139—132)

を基本に、祥月命日については丸数字で示してある。これによると、「年中頭書」に記載される忌日は、①天皇家、②将軍家、③尾張徳川家、④四谷家、⑤貞慎院、⑥前簾中の六種類がある。このうち②将軍家の忌日は「公儀御精進日」であり、三家のひとつである尾張徳川家にとって③の「御家精進日」とともに不可欠の忌日である。④四谷家は、尾張藩連枝である高須松平家の忌日で、初代藩主松平義行、それに尾張藩一四代藩主慶勝(義恕・慶恕)と一五代藩主茂徳の実父である松平義建とその正室が記載されている。⑤貞慎院は、一二代藩主徳川斉荘の簾中猶姫のことである。貞慎院の実父は田安徳川斉匡であり、斉匡が一橋徳川治済の五男であったことから、田安家と一橋家のうち血縁につながる人々の忌日が記載されている。⑥前簾中は、慶勝の簾中が二本松藩丹羽長富娘の矩姫、茂徳の簾中が同じく丹羽長富娘の政姫であることから、前二本松藩主丹羽長祥(長富の父)の忌日が記載されている。

興味深いのは、②将軍家と③尾張徳川家の忌日の相関関係である。将軍家の忌日は、ある時期から特定の日付に集中する傾向が見られる。八日は、四代家綱・一〇代家治・一三代家定の忌日である。二〇日は、三代家光・八代吉宗・一四代家茂の、そして晦日は七代家継・一一代家斉の忌日である。しかも将軍の代数の間隔を適度に空けながら忌日が設定されているのである。これは御精進日や御敬日の規制に関わるからだろう(後述)。そして尾張徳川家の場合も、忌日には偏りがみられる。もちろん世子や簾中、生母などの忌日が含まれているため、将軍家ほどではないが、特定の日に集中することは読み取れる。二〇日と晦日に、それぞれ三人の忌日が集中するのは、あきらかに将軍家と連動している。

その一方で、忌日が集中しなかったり、忌日が一切発生しなかったりす

る日もある。絶対に忌日が重ならないのは、初代将軍家康である。家康は元和二年(一六一六)四月一七日が薨御日である。祥月命日である四月一七日、さらに月命日の毎月一七日には、日光東照宮や江戸城内の紅葉山東照宮などで各種儀式が営まれる。江戸幕府Ⅱ徳川将軍家にとって一七日は、特別な日である。だから四月一七日と毎月一七日は、将軍であろうと尾張藩主であろうと忌日を重ねるわけにはゆかない。

同じように参府中の大名が江戸城に登城し、将軍に拝謁する月次御礼の日である朔日・一五日・二八日もまた、忌日が設定されることはない。戦乱が終わって久しい徳川の平和を生きる大名たちにとって、江戸城で将軍に拝謁する月次御礼は、大名が大名であることを認識し、将軍との主従関係を確認する重要な儀式の場である。これに参加しないのは、大名のアイデンティティ喪失以外のなものでもない。たとえるなら、江戸時代の大名は、決して朔日・一五日・一七日・二八日に死ぬことは許されないのである。このほか重要な儀式がある日もまた死ぬことの許されない日になる。将軍や藩主の身体は、政治的な身体である。目に見えない身分を視覚化し、また荘厳化してくれる装置が儀式・儀礼である。この肥大した儀礼が、将軍・藩主の生物学的な死よりも優越するのが一八世紀後半という時代なのである。

五 尾張徳川家の御精進日と御敬日

増加する一方の御精進日と御敬日は、そのまま放置しては日常生活の障害になりかねない。そこで尾張徳川家では、御精進日と御敬日をランク分けすることで調整をはかっている。表5は、林政史本「年中頭書」か

表5 尾張徳川家御精進日ランク表

ランク	御精進	御祥月御精進	諡号〈命日・姓名〉
A	毎月御朝夕御三度目共、暮六時迄	前晚六時より御当日夜九時迄	源欽様〈慶臧・4/7〉・陽清院様〈1/12・尾張茂徳母〉・芳潤院様〈8/20・四谷義建〉・真証院様〈7/16・四谷義建室〉
B	毎月御朝夕、八時迄	前晚六時より御当日夜九時迄	源敬様〈5/7・尾張義直〉・東照宮〈4/17・徳川家康〉
★	毎月御朝夕、八時迄	前晚六時より御当日夜九時迄	仁孝天皇〈2/6〉・新朔平門院〈10/13〉
C	毎月御朝夕	御朝夕御三度目共	源僖様〈3/20・尾張齊温〉
D	毎月御朝夕、八時迄	—	昭徳院様〈8/20・徳川家茂〉
E	毎月御朝計、四時迄	御朝夕御精進、八時迄	泰心院様〈6/5・尾張綱誠〉・源懿様〈7/6・尾張齊荘〉・温恭院様〈8/8・徳川家定〉・章善院様〈10/8・尾張宗春〉・源昭様〈7/8・尾張治興〉・瑞巖院様〈3/12・徳川敬之助〉・尾張宗睦養子・源孝様〈6/14・尾張治休〉・瑞龍院様〈10/16・尾張光友〉・真巖院様〈10/18・五郎太〉・教令院様〈9/20・勇丸・尾張宗睦養子〉・源明様〈12/20・尾張宗睦〉・源戴様〈6/22・尾張宗勝〉・円徳院様〈12/24・尾張龍治代・宗春息〉・円覚院様〈7/26・尾張吉通〉・晃禪院様〈11/27・尾張継友〉・源順様〈3/晦・尾張齊朝〉・源白様〈8/晦・尾張治行〉・源懷様〈8/晦・五郎太・治行息〉
F	—	御朝計、四時迄	巖有院様〈5/8・徳川家綱〉・浚明院様〈9/8・徳川家治〉・常憲院様〈1/10・徳川綱吉〉・惇信院様〈6/12・徳川家重〉・文昭院様〈10/14・徳川家宣〉・大猷院様〈4/20・徳川家光〉・有徳院様〈6/20・徳川吉宗〉・慎徳院様〈7/22・徳川家慶〉・台徳院様〈1/24・徳川秀忠〉・孝恭院様〈2/24・徳川家基〉・有章院様〈4/晦・徳川家継〉・文恭院様〈1/晦・徳川家斉〉

出典：「年中頭書」(徳川林政史研究所・旧蓬左No.139—132)

表6 尾張徳川家御敬日ランク表

ランク	御謡・鳴物御慎	御祥月御慎	諡号〈命日・姓名〉
A	毎月夜九時迄	前晚六時より御当日夜九時迄	源欽様〈慶臧・4/7〉・芳潤院様〈8/20・四谷義建〉・真証院様〈7/16・四谷義建室〉
B	毎月暮六時迄	前晚六時より御当日夜九時迄	源懿様〈7/6・尾張齊荘〉・源敬様〈5/7・尾張義直〉・陽清院様〈1/12・尾張茂徳母〉・東照宮〈4/17・徳川家康〉・昭徳院様〈8/20・徳川家茂〉
★	毎月暮六時迄	前晚六時より御当日夜九時迄	仁孝天皇〈2/6〉・新朔平門院〈10/13〉
C	—	御祥忌日夜九時迄	温恭院様〈8/8・徳川家定〉・源僖様〈3/20・尾張齊温〉
D	—	御祥忌日暮六時迄	泰心院様〈6/5・尾張綱誠〉・章善院様〈10/8・尾張宗春〉・源昭様〈7/8・尾張治興〉・瑞巖院様〈3/12・徳川敬之助〉・尾張宗睦養子・源孝様〈6/14・尾張治休〉・瑞龍院様〈10/16・尾張光友〉・真巖院様〈10/18・五郎太〉・源明様〈12/20・尾張宗睦〉・教令院様〈9/20・勇丸・尾張宗睦養子〉・源戴様〈6/22・尾張宗勝〉・円徳院様〈12/24・尾張龍治代・宗春息〉・円覚院様〈7/26・尾張吉通〉・晃禪院様〈11/27・尾張継友〉・源順様〈3/晦・尾張齊朝〉・源白様〈8/晦・尾張治行〉・源懷様〈8/晦・五郎太・治行息〉
E	—	御祥忌日夕七時迄	巖有院様〈5/8・徳川家綱〉・浚明院様〈9/8・徳川家治〉・常憲院様〈1/10・徳川綱吉〉・惇信院様〈6/12・徳川家重〉・文昭院様〈10/14・徳川家宣〉・大猷院様〈4/20・徳川家光〉・有徳院様〈6/20・徳川吉宗〉・慎徳院様〈7/22・徳川家慶〉・台徳院様〈1/24・徳川秀忠〉・孝恭院様〈2/24・徳川家基〉・有章院様〈4/晦・徳川家継〉・文恭院様〈1/晦・徳川家斉〉

出典：「年中頭書」(徳川林政史研究所・旧蓬左No.139—132)

ら作成した御精進日のランク分けの一覧である。これによると、尾張徳川家の御精進日は、A～Fの六つのランクに分けることができる。まずAは、月命日は毎月暮れ六つ時(午後六時)まで朝夕三度とも精進、祥月命日は、毎年前日の暮れ六つ時から当日夜九つ時(午前零時)まで精進する。対象は先代藩主と当主の実父母、養母である。Bは、月命日は毎月八つ時(午後二時)まで朝夕の精進、祥月命日は、Aと同じ前日の暮れ六つ時から当日夜九つ時までの精進である。精進の対象は、初代藩主義直と東照大権現家康である。Cは、月命日は毎月朝夕の精進、祥月命日には、毎年朝夕三度とも精進である。対象は先々代の藩主である。Dは、月命日は毎月朝夕三度とも精進で、祥月命日の精進はない。対象は先代将軍である。Eは、月命日は毎月四つ時(午前〇時)まで朝だけの精進、祥月命日は、毎年八つ時まで朝夕の精進である。対象は、初代・先代・先々代を除く歴代藩主と世子などの子供たちである。Fは、月命日の精進はなく、祥月命日に毎年四つ時まで朝だけの精進である。対象となるのは、初代と先代を除く歴代将軍である。ランク分けの基準は、現藩主からみた血縁の遠近と人物の重要度である。

次に御敬日である。表6は、林政史本「年中頭書」から作成した御敬日のランク分け一覧である。これによると、尾張徳川家の御敬日は、A～Eの五つのランクに分けることができる。Aは、月命日は、毎月夜九つ時まで謡・鳴物は慎み、祥月命日は前日の晩六つ時から当日の夜九つ時までの慎みである。対象は、先代藩主と現藩主の実父とその正室である。Bは、月命日は毎月暮れ六つ時まで謡・鳴物は慎み、祥月命日は前日の晩六つ時から当日夜九つ時までの慎みである。対象は、先々代藩主、初代藩主、現藩主の実母、初代将軍、先代将軍である。Cは、月命日の慎みはなく、祥

月命日に夜九つ時までの慎みである。対象は、三代前の藩主と先々代将軍である。Dは、月命日の慎みはなく、祥月命日に夜六つ時までの慎みである。対象は、その他の歴代藩主と世子、および世子の子供である。Eは、月命日の慎みはなく、祥月命日に夕方七つ時(午後四時)までの慎みである。対象はその他の歴代将軍である。

このように御精進日と御敬日をランク分けすることで、年中行事、とくに節句と忌日の調整が可能となる。端午の節句(五月五日)は、三代綱誠の忌日(六月五日)と重なるが、御精進日はEランク、御敬日はDランクで処理することで挙行することができる。七夕の節句(七月七日)は、初代義直の忌日(五月七日)と二三代慶臧(四月七日)と重なる。初代と先代の藩主のため、正月と七月は「御祝日」として夕御膳から精進を解いて、祝い膳を召し上がり、七夕の御礼もおこなわれる。重陽の節句(九月九日)は、恵運院(国丸・宗春の息)の忌日であるが、前日の九月八日の四つ時まで朝だけの精進で済ませ、重陽の御礼をおこなっている。忌日は忌日としながら、年中行事に及ぼす影響を最小限にとどめる工夫が施されているのである。

六 天皇・女御の忌日

では朝廷尊奉条目によって海内布告を命じられ、幕府精進日に準拠することとなった天皇・女御の忌日は、尾張徳川家ではどのように設定されたのだろうか。林政史本「年中頭書」第一冊によって確認しておきたい。まず仁孝天皇であるが、次のように記されている。

五日

(中略)

一、二月六日 仁孝天皇御祥忌日ニ付、

【●】今暮六時分御精進并

【▲】御謠・鳴物等 御慎被遊、

六日

(中略)

一、仁孝天皇御忌日

【●】右ニ付、毎月御朝夕御精進八時迄、

一、元千代様 前大納言様

貞慎院様 前大納言御簾中様

御簾中様右同様、

【▲】一、毎月御謠・鳴物等、暮六時迄、

二月者御祥忌日ニ付、前晚より

夜九時迄、

御慎被遊、

これによると、仁孝天皇の祥月命日である二月六日は、毎月八つ時まで朝夕の御精進と暮れ六つ時までの謠・鳴物の慎み、祥月命日には、前晩の二月五日の暮れ六つ時から翌六日夜九つ時まで御精進と謠・鳴物の慎みがおこなわれた。⁽¹⁹⁾江戸幕府の布達では、「例月終日御精進」⁽²⁰⁾、すなわち月命日の精進のみだから、格段に丁重な対応である。一〇月一三日の新朔平門院の忌日も、仁孝天皇と同じ忌日の対応がなされている(表5・6参照)。また月命日の精進は、茂徳だけでなく、元千代(徳成)、前大納言(慶勝)、貞慎院(齊莊簾中、猶姫)、前大納言簾中(慶勝正室、矩姫)、簾中(茂徳正室、政姫)もその対象である。さらに蓬左文庫本で確認すると、一二月二九日の

孝明天皇の忌日も、仁孝天皇・新朔平門院と同じランクの取り扱いである。

仁孝天皇の忌日である六日は一二代齊莊と同じであり、御精進と御敬日の期間が変わるだけで影響はそれほどではない。しかし新朔平門院の忌日は一三日のため、貴重な御延気できる日がまるまる一日減つたのである。孝明天皇の忌日である二九日は、前日に月次御礼があるにもかかわらず、暮れ六つ時から御精進と謠・鳴物の慎みをおこなわなくてはならなくなつた。

それでは天皇・女御の忌日は、尾張徳川家の忌日ランクでは、どこに位置するのか。表5・表6では、★印で天皇・女御のランクを示してある。これを見ると、Bランクの忌日とまったく同じ取り扱いである。Bランクは、先々代藩主(齊莊)と初代藩主(義直)、初代將軍(家康)と先代將軍(家茂)であり、彼らと同等の高い処遇といえる。これは毎月の月命日、毎年の祥月命日をくりかえすなかで、天皇・女御は藩祖義直と東照大権現家康と同等であることを認識させる効果を持つ。天皇とは一体どのような存在であるのか、それを自覚させるためにこれほど効果的かつ効率的なものはないといえよう。

おわりに

元治元年(一八六四)の朝廷尊奉条目は全一八ヶ条あるが、天皇・女御の忌日以外にも、闕字・平出の遵守、天皇誕生日の仕置禁止、將軍代替の上洛、諸大名による朝廷への国産品献上など、そのほとんどが儀式・儀礼にかかわるものであった。尊奉条目は、將軍後見職として京都にあった一橋

慶喜によって主導されたもので、あくまで幕府中心の朝幕関係の再編・強化策であった。⁽²¹⁾

しかし幕府の意向とはうらはらに、幕府・將軍を頂点に構築されていた儀礼秩序は、大幅な修正を迫られる。年中行事と忌日は連動しており、そこに朝廷関係の忌日を加えることは、単なる追加では対処できず、遅かれ早かれ全面的見直し⁽²²⁾再構築に行きつかざるをえない。現実には、王政復古ターゲターから戊辰戦争という武力倒幕によって江戸幕府の消滅と維新政権の成立へと帰結する。武力倒幕を動とすれば、儀式・儀礼を改編する朝廷尊奉条目は、静の倒幕といえよう。

維新政権は、慶応四年(一八六八)六月、孝明天皇「御忌日」の一二月二九日と「今上皇帝(明治天皇)」の「御誕辰(天長節)」である九月二二日を休日と定め、あわせて二と九の日も毎月の休日とすることを通達した。⁽²²⁾これは、忌日⁽²³⁾死を基準に將軍中心に運用される幕藩制的儀礼秩序から、誕生日⁽²⁴⁾生を基準とする天皇中心の近現代的儀礼秩序・国民統合へと移行する過渡的状态として注目される。

幕末維新期の政治過程は、こうした儀礼・儀式の視点を組み込むことで、より豊かな歴史像を描くことができるのではないだろうか。これについては、朝廷尊奉条目各条の個別具体的な運用実態の究明とともに、今後の課題としておきたい。

註

(1) 代表的なものとして、江馬務『江馬務著作集一〇 有職故実』(中央公論社、一九七八年。初出は一九四四年)、石村貞吉『有職故実』上・下(講談社、一九八七年。初出は一九五六年)、鈴木敬三編『有職故実大辞典』(吉川弘文館、一九九五年)。

(2) 深井雅海「図解・江戸城を読む」(原書房、一九九七年)、同『江戸城』(中央公論新社、二〇〇八年)など。

(3) 大友一雄「日本近世国家の権威と儀礼」(吉川弘文館、一九九九年)。

(4) 中川学「近世の死と政治文化」(吉川弘文館、二〇〇九年)。なお中川には、仙台藩の年中行事を考察した「仙台藩の武士と儀礼」(大崎八幡宮、二〇一四年)がある。

(5) 藤井讓治「非日常からみた日常の武家社会―「年中行事」と「忌」―」(『近世史小論集』思文閣出版、二〇二二年。初出は一九九二年)。

(6) 蓬左文庫「年中頭書」(請求番号…一四六一―一六四)。徳川林政史研究所「年中頭書」(請求番号…旧蓬左一三九―一三三)。蓬左文庫本と徳川林政史研究所本(旧蓬左文庫)は、もともと尾張徳川家によって所蔵されていた史料である。昭和二五年(一九五〇)、尾張徳川家の古典籍類が蓬左文庫の名称とともに名古屋市内譲渡される際に分割され、残された史料は「旧蓬左文庫史料」として徳川林政史研究所に所蔵されている。なお本稿では、「旧蓬左」の呼称は紛らわしいため、「林政史本」と表記する。

(7) 松平太郎「江戸時代制度の研究」一五四頁(柏書房、一九七一年)。

(8) 蓬左文庫「御家年中行事」(請求番号…一三九―一二八)。徳川林政史研究所「御家年中行事」(請求番号…一三九―一二九)。

(9) 名古屋市蓬左文庫「名古屋叢書三編 第一卷 尾張徳川家系譜」(名古屋市教育委員会、一九八八年)。

(10) 『新訂増補国史大系第五二巻 統徳川実紀第五篇』四九頁(吉川弘文館、一九六七年)。

(11) 石井良助・服藤弘司編『幕末御触書集成 第一巻』(岩波書店、一九九二年)二〇号。以下、『幕末御触書集成二』と表記。

(12) 『幕末御触書集成二』一二六号。

(13) 箱石大「公武合体による朝幕関係の再編―解体期江戸幕府の対朝廷政策―」(山本博文編『新しい近世史一 国家と秩序』、新人物往来社、一九三六年)。

(14) 『新訂増補国史大系第五二巻 統徳川実紀第四篇』六五七―六五九頁(吉川弘文館、一九六七年)、前掲註(13)箱石論文参照。

- (15) 藤田英昭「慶応期の尾張藩―「青松葉事件」の背景―」(羽賀祥二十名古屋市蓬左文庫編『名古屋と明治維新』風媒社、二〇一八年)。
- (16) 藤田覚『大江戸世相夜話』(中央公論新社、二〇〇三年)。
- (17) 浦井正明『上野寛永寺 将軍家の葬儀』(吉川弘文館、二〇〇七年)。
- (18) 前掲註(5)藤井論文。
- (19) ただし林政史本「年中頭書」第四冊には、二月六日に「仁孝天王(皇)御祥忌

- 日」が、二月一三日に「新朔平門院御忌日」が記載されている。天皇を天王と誤記したり、新朔平門院の祥月命日を一〇月ではなく二月としたりするなど、混乱がみられる。尾張藩の天皇に対する当時の認識が垣間見え、興味深い。
- (20) 『幕末御触書集成一』九八号。
- (21) 前掲註(13)箱石論文。
- (22) 『幕末御触書集成一』一二五号。

